景観保全型広告規制地区

記　号

平成13年測量

1：2,500

座標系は昭和43年建設省告示第3055号の規定による第Ⅸ系座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル